

氏 名	増 田 義 幸
国 籍 ・ 本 籍	三重県
学 位 の 種 別	博士（法学）
学 位 の 番 号	甲第227号
学位授与の日付	平成26年 3 月19日
学位授与の要件	名城大学学位規程第 3 条第 3 項該当
学 位 論 文 題 目	イギリスにおける刑事責任年齢と児童を取り巻く社会的環境の変化について
論文審査委員	主 査 木 村 裕 三
	副 査 加 藤 克 佳
	副 査 網 中 政 機

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、イングランド及びウェールズ（以下、イギリスという。）における刑事責任年齢の経緯と現在の状況について、刑事責任年齢の対象者である児童を取り巻く社会的環境の変化を加えながら明らかにしようとするものである。そもそも、イギリスの刑事責任年齢は、過去において7歳とされたが、14歳未満までは悪意によるものではない限り「責任無能力（*doli incapax*）の推定」を受ける仕組みであった。これはコモン・ローとして数百年にわたるものであった。

I. 古代・中世イギリスにおける刑事責任年齢の捉え方

7世紀後半以降から、犯罪成立に関する年齢基準が法律の中で現れ始めた。それは10歳や12歳など様々であった。ただし、いずれも自己弁護や逃亡をした場合などは許されなかった。したがって、これらは年齢基準よりも行為者の故意が重視されたことを示している。7歳の刑事責任年齢は善悪を認識し始める時期とされ、完全な刑事責任を負うとされる14歳の基準は成熟期に由来するものと考えられる。7歳の刑事責任年齢が定着してもなお個別的に刑事責任の有無を判断したのは、そもそも年齢の算定が不正確で信頼度が

低かったために、行為者の知能や身体的状況を重視せざるを得なかったのである。

II. 年齢区分及び刑事責任年齢に関する中世・近世の学説

12世紀から18世紀に至るまでの刑事責任年齢に関する学説や判例は、それを8歳、12歳、14歳とするなど、その主張は様々であった。中でも、16世紀のE. クックは、善悪の分別ができる年齢を14歳とし、17世紀のM. ヘイルは、その年齢に近づくほど悪をなし得ないという推定は覆されやすいとした。クックの主張は独断的とされながらも、後世の法律家に大きな影響を及ぼし、定着したのである。14歳未満を処罰する根拠は、悪意が年齢を加算させ、14歳以上と見なして処罰するというものであった。

III. 児童を取り巻く環境と刑事司法制度

資本主義経済の発達で、都市部への人口の流入が続き、児童を取り巻く社会的環境は劣悪なものであった。児童期の考え方の発達で児童の独特な性質が認識される一方で、年季奉公の衰退によって親が自分の子を直接養育する必要性が生じた。児童の成長と家庭環境は親の影響を大きく受けることになり、児童の逸脱行為は非行とされて社会問題となった。そこで不遇な環境にある児童少年を福祉的なアプローチで救済・矯正する運動が起こり、その動きは刑事司法制度にも影響を与えた。しかし、刑事責任年齢は変更されなかった。年齢だけで児童を救済することによる法の抑止力の低下が懸念されたといわれている。

IV. 20世紀前半における児童の環境と刑事責任年齢の議論

都市問題の深刻化と資本主義経済の発達に比例して、児童少年の法的な救済や矯正施設も増えた。1908年の児童法は、児童少年に対する死刑の廃止や少年裁判所の設置を規定した。第一次世界大戦によって社会も家庭も混乱し、児童は一層不遇な環境に置かれた。1927年の政府委員会の報告書は、刑事責任年齢を8歳に引き上げ、少年裁判所の対象を17歳未満にするよう勧告し、1933年の児童少年法でそれらは実現した。しかし、刑事裁判所としての少年裁判所が児童の福祉的なアプローチを含め、様々な機能を有することで構造上の矛盾を抱えた。

V. 戦後における児童の社会的環境とサブカルチャーの出現

第二次世界大戦後、政府は復興のために大規模な福祉政策を展開し、M. カーティスによる委員会報告書は、児童保護と刑事責任年齢の引き上げを求めた。少年非行の件数は増加し、青少年独特の反社会的な価値観や行動は、サブカルチャー（非行下位文化）として

社会から注目された。サブカルチャーの中には、社会に恐怖を与える過激なものもあった。

VI. 1963年児童少年法の議論

1960年のイングレブイー報告書は、無秩序な児童に対して、親やその他の機関が機能しない限り、裁判所が介入すべきであるとし、刑事責任年齢の引き上げとともに、その年齢未満の児童に対しても国家が積極的に介入すべきだと主張した。

政府は、当初刑事責任年齢の引き上げ勧告を受け入れなかった。しかし、議会で12歳への修正案が僅差で否決されたことで、政府としては折衷案として10歳の修正に応じた。1963年の児童少年法により、刑事責任年齢は10歳に引き上げられた。

VII. 「法と秩序」という基軸

1968年の白書『問題児たち』は、非行の原因を社会的な環境に求め、社会保護と児童少年の保護の両立を主張した。同書は刑事責任年齢を14歳に引き上げようとした。この提案は、1969年の児童少年法に反映された。「福祉の極致」と言われた1969年法は、多くの批判を浴びたことと、1970年に保守党政府になったことで、刑事責任年齢の引き上げを含む一部の条文が施行されなかった。

1979年以降、サッチャー政権は、「法と秩序」を掲げ、従来の労働党の刑事政策を批判するとともに、児童少年に厳しい司法的アプローチを行った。その頃から黒人や少数民族の犯罪が問題視された。刑事責任年齢が10歳で維持されたことは、イギリスの若者に法と秩序を遵守させる上で必要であった。1989年の児童法は、親の養育責任を強調したものであるが、その狙いは伝統的なイギリス社会の価値観に沿わない家族や移民に向けたものであると思われる。1990年代以降、どの政党も法と秩序に言及するようになり、各地で発生した若者による暴動は、一層厳しいアプローチが必要であると社会に思わせた。

VIII. 現代における刑事責任の理論

イギリスには一般的な犯罪と刑罰を集めた法典はなく、コモン・ローによる歴史的な形成と個々の法律の集合体によって犯罪行為が判断される。犯罪の成立には、おおむねアクトゥス・レウス（actus reus、犯罪の行為的要素）とメンズ・レア（mens rea、犯罪の心理的要素）の存在が必要であることは共通しており、それぞれの犯罪に必要な両者の内容が定められている。これらの要素が各犯罪に応じて細かく決められていることは、犯罪成立の判断において明解である半面、複雑でもある。理解力が発達途上にありながら刑事責任を負う可能性のある児童には一層問題である。児童の学習度は一律ではなく、内容によっ

て理解しやすいものと、しにくいものが存在する。そこで、責任無能力の推定によって刑事責任の認定に差異を設けるよりも、犯罪の内容に応じた刑事責任年齢を個別的に設ける方策が、児童及び社会的秩序の両者にとって有益であるように思われる。

IX. 20世紀末の刑事責任年齢—社会の標的としての児童

1993年に発生したバルガー事件は、社会を震撼させ、若者に対する不安感を高めた。労働党は、アメリカの犯罪に厳しい政策を学び、保守党を上回る厳しい司法的アプローチを総選挙で訴えた。1997年に労働党は白書『もう許さない』を発表し、刑事責任を厳しく問うとともに、犯罪予防、早期介入、裁判の迅速化を提案した。これらの内容は、1998年の犯罪及び秩序違反法に反映され、同法は責任無能力の推定を廃止し、10歳以上の児童は完全な刑事責任を負うことになった。

X. スコットランド及び北アイルランドの刑事責任年齢、そして国連の評価

スコットランドは8歳の刑事責任年齢を維持しているが、チルドレンズ・ヒアリングズという独自の制度が発達している。ただし、2010年の刑事司法及び許認可（スコットランド）法は、12歳未満の訴追を禁じた。北アイルランドは、基本的にイングランド及びウェールズと同じ経過をたどっている。これは、「北アイルランド問題」による軍事闘争と統治機構の混乱が続いたことが影響している。

国連の児童の権利に関する委員会は、たびたび連合王国の刑事責任年齢の低さを指摘し、改善を求めている。ただし、世界的に見ると、連合王国よりも低い刑事責任年齢を採用している国も少なくない。各国、各地域の刑事責任年齢には文化、価値観などが反映され、児童の理解力も異なると思われる。

XI. 刑事責任年齢に関する将来的展望

21世紀以降、イギリスの議会ではたびたび刑事責任年齢の引き上げに関する質問が政府に出されているが、現在のところ、引き上げる予定はない。刑法の秩序維持機能に対する社会の期待が高い以上、刑事責任年齢は民事法上の基準年齢とは別に、社会的秩序とのバランスで考慮されるものと思われる。したがって、今後の刑事責任年齢は、10歳のままで維持されるか、引き上げるとしても大きく変化しないと思われる。

XII. 結論

イギリスが刑事責任年齢の引き上げに慎重であるのは、刑法の秩序維持機能を重視して

いるのである。特に成長途上にある児童は、認識、理解、表現などの各種機能が一定のスピードで発達するわけではない。児童の成熟期や理解力と社会的秩序とのバランスを考慮したうえで、犯罪ごとに刑事責任年齢を定める方法もあるのではないかとと思われる。刑事責任の評価においては、家庭環境や経済的事情で格差が生じることはできるだけ避けるべきである。

以上

論文審査の結果の要旨

本論文は、「イギリスにおける刑事責任年齢と児童を取り巻く社会的環境の変化について」論じたものである。刑事責任年齢に関する刑事法上の論文は決して数が多い。しかしながら、その考察内容は刑事責任を論ずる場合になくってはならない理論である。

指定された書式に従い約300頁にわたる本論文は大作である。その内容は、イギリスにおける刑事責任年齢の捉え方を古代から現代に至るまでを調査・研究をしたものである。次に、これらの考察を踏まえて、20世紀前半の刑事責任年齢の理論を素描している。さらに、20世紀後半の社会に変化をもたらす非行下位文化等による刑事責任年齢をめぐる基本法令の変遷を正確に把握し、それらの一連の動向に影響を与えている「法と秩序」の存在を明確に示唆した。

イギリスの刑事責任年齢に関する本論文は、前世紀の後半から今世紀に至るまでのそこに横たわる根源的な哲学を「法と秩序」との関連の下で捉えて、今世紀に入ってからイギリス社会のこの種の論争のキー・ポイントを示している。それは、「犯罪及び秩序違反をもうこれ以上許さない」というコモン・ローの国の社会的意識を提示したものといえる。

その他、この論文はスコットランド、北アイルランドならびに最近の国連の少年に対するこの問題のトピックスも提示し、さらによく渉猟された資料に基づきこれらの問題と課題に対する将来的な予測と予期を展望的に提示している。

本論文の審査において、主査ならびに副査は、その手法ならびに考察の内容について優秀とし、学位論文としての条件を備えていると評価できるとした。したがって、学位を授与することを妥当なものと判断する。